



Nagoya City University Academic Repository

学位の種類	博士（経済学）
報告番号	甲第1654号
学位記番号	第63号
氏名	白石 浩介
授与年月日	平成30年3月26日
学位論文の題名	消費税の転嫁に関する研究
論文審査担当者	主査： 森田雄一 副査： 澤野孝一郎, 山本陽子

消費税の転嫁に関する研究

要 旨

平成29年度 博士論文【本審査】

提 出 日

平成30年1月17日

名古屋市立大学大学院経済学研究科

経済学専攻（指導教授：森田 雄一 教授）

c 1 7 3 6 0 1

白石 浩介

(1) 研究目的

消費税の転嫁とは、消費者と生産者における税負担の帰属問題であり、本研究では消費税の転嫁に関して、その実態を解明した上で商品別の転嫁の違いに影響を与える要因について分析し、そこから政策示唆を得ることを目的として各種の検討を行った。2014年4月における日本の消費税率5%から8%への引き上げを対象事例として、各種データを用いた実証研究を展開したところである。

(2) 各章の要旨

本研究は、全部で6つの章から構成される。各章の要旨は以下の通りである。

導入部にあたる「第1章 消費税の現状と転嫁問題」では、本研究の問題意識を示した。わが国の消費税は、1970年代以降に世界各国で導入が相次いだ付加価値税タイプの消費課税であり、1989年に税率3%で創設され、1997年に税率5%、2014年に税率8%に引き上げられて今日に至る。仕入れ税額控除の仕組みを備えた多段階課税の仕組みは諸外国とほぼ同じものであるが、単一税率の仕組みは世界的にみると少数派に属する。多くの税と同じく消費税の課税には転嫁と帰着が伴う。本研究における関心事項は、消費税の負担者は消費者であると考えられがちだが、実際には税込み価格の上昇は、税率の引き上げ幅よりも小さく、増税分の一部は販売者側に帰着している点である。消費税は多くの商品に課税される一般消費税であり、需要側の消費者では商品間の代替関係や所得効果が存在し、供給側の企業では価格戦略や費用構造が存在しており、これらが課税の転嫁と帰着に影響する。商品の販売現場においては、消費者は特定商品を嗜好する一方で、スーパーなどの販売者は商品の供給に関して一定の独占力を有することから、ある程度までは市場が分離されており、売り手優位の不完全競争の状態にある。このような分析フレームにおいて、先行研究は消費税の転嫁に関して完全転嫁、過剰転嫁、過小転嫁のいずれもが発生し、それには需要の価格弾力性、企業の費用構造や競争環境が影響しているとする。第2章以降では、この妥当性を実証分析により検証した。

「第2章 消費者物価指数にみる消費税の転嫁」は、消費者物価指数(CPI)データを用いた2014年の消費増税に関する検討である。CPIは税込み価格表示であるが増税前後の価格の動きから消費税の転嫁の多寡を知ることができる。CPIの総合指数レベルでは完全転嫁に近いが、CPIの基本品目である456品目ごとに価格の推移をみたところ、消費税の転嫁の程度には差異があることが判明した。続いて、大分類レベルである4品目に関して時系列モデルを推定することから、転嫁の多寡をより厳密に検証したところ、大分類レベルでも差異があることが分かった。さらに時系列モデルの推定からは、5月以降における過小転嫁といった時間を経た転嫁調整があることを確認した。従来はCPIの内訳レベルにおける動きが検証されることが少なく、そのため消費税の転嫁に差異があることが分からなかったことを明らかにした。品目別の消費税の転嫁に差異があることは、消費増税に伴う家計負担の変化が完全転嫁ケースほどには単純なものではないことを意味する。

「第3章 Point-of-Sales(POS)データにみる消費税の転嫁」は、月次のマイクロ価格データを用いた研究である。第2章で使用したCPIは、価格が7日間以上持続したものを集計して

いるが、近年の日本では POS システムの進展により、より短期間で価格が改定される動きが強まっている。日本国内の約 300 店舗のスーパーにおける価格情報を集計した POS 価格を使用データとして分析したところ、商品棚に対応した 210 品目のレベルにおいて、CPI に比べて POS 価格の変動傾向が大きいことが分かった。これより消費税の転嫁の分析に際しては、CPI が代表する定価の動きに加えて、POS 価格が含む特売価格の動向を参照することの必要性がわかった。POS 価格の推移をみると 2014 年 4 月の消費増税を契機として、価格変化にばらつきが発生しており、完全転嫁、過剰転嫁、過小転嫁のいずれもが生じることが分かった。この品目別の価格の動きに関して、数量の動きとの関係を調べたところ、数量減少の程度が小さい品目において価格が高めに設定されており、スーパーは需要動向に応じて転嫁の程度を調整している。POS 価格を被説明変数として、それに影響する要因を説明変数とする回帰推計を実施したところ、市場集中度が高い品目では過剰転嫁、コスト要因は過小転嫁をもたらしており、第 1 章でサーベイした理論研究が示唆する内容と概ね整合的であることがわかった。本章における研究は主として食料品を対象としている。食料品のなかでも消費税の転嫁の程度には差異が生じること、そこでは経済原則に従って転嫁の程度が決められていることを、新たに明らかにした点が本章の貢献である。

「第 4 章 マイクロデータにみる消費税の転嫁」は、1 商品における日次 POS データを用いた研究である。スーパー 5 店舗における食パン製品の日次価格により第 3 章ではできなかった定価と特売価格を分離することにより、それらの推移を詳細に分析した。分析結果によると、第 1 に、消費増税の直後に税抜き価格ですら大きく上昇しており、その後はすぐに下落するという動きが発見された。増税前の駆け込み需要と反動減という数量の変化については、従来から知られていたが、本研究により初めて価格の乱高下という現象が発見された。この原因としては消費税還元セールスなどの表示を禁じた消費税転嫁特別措置法が考えられる。第 2 に、この商品では定価に比べると、特売価格における税抜き価格の低下が著しかった。この商品における消費税の転嫁のタイプは過小転嫁であったが、同一商品であっても一種の差別価格が存在しており、増税時の価格の動きには差異が存在すること、第 1 章でみた通り需要の価格弾力性に応じて転嫁の程度を調整している可能性が示唆された。また、定価と特売価格による購買層は互いに異なるので、消費増税に伴う消費税負担の変化が世帯類型別に異なることになる。このような消費増税に伴い価格が低下する傾向を有する商品において、軽減税率を適用することによりその税負担の増加を抑制させる必要性が果たしてあるのかという疑問が生じる。第 3 に、価格の持続期間に着目してその性質を調べたところ、この商品では消費増税後に価格の持続期間が有意に短縮化していることが分かった。消費増税がスーパーにおける価格改定行動を変化させたことを、従来とは異なる角度から示すことができた。そして、税抜き価格の引き下げ方向の改定が相対的に増えたことから過小転嫁に至っている。消費税の転嫁の操作に際して、スーパーは定価、特売価格とその引き下げ幅、価格の持続日数といった複数の方法を用いていることを明らかにした点も本章の貢献として加えられる。







「第 5 章 産業連関分析にみる消費税の転嫁」では、産業連関分析における価格モデルを用いた転嫁分析について検討をした。従来の価格モデルを用いた分析では、消費税の完全転

嫁ケースのみが検討されてきたが、それ以外の過剰転嫁、過小転嫁の分析が可能であることを本章は明らかにした。このような分析手法面での研究貢献に加えて、最新データを用いた推定モデルを構築し、そこから複数の推定結果を得ている。第 1 に、価格モデルは消費税における多段階課税の仕組みを分析することができる。前章までの分析では、商品の製造販売のうち最終段階にあたるスーパーにおける消費税の転嫁の性質を検討したが、第 5 章では、価格モデルによる推定から、取引段階を通じた消費税の累増においては、上流や中流段階の寄与度は小さく下流段階の寄与度が大きいことを明らかにした。従って、前章までのスーパー段階における商品の性質と消費税の転嫁を関連づける研究の有効性が確認された。第 2 に、過小転嫁の影響に関する試算から、そのマイナスの影響は中間品を製造する産業において大きいことが分かった。中間製品における過剰転嫁や過小転嫁が、最終消費財の価格に与える影響は僅かである。しかし、消費税の課税ベースは企業の付加価値税なので、当該の事業者からみると中間取引であっても転嫁の多寡が発生する。従って、消費税転嫁特別措置法がねらいとする買い叩き行為の警戒には説得力がある。第 3 に、非課税品に関する試算を行った。非課税品は消費税無しだが仕入れに伴う税額控除が認められないため、これは企業収益に対してマイナス要因となる。しかし、価格支配力を有する企業ならば、それを販売価格に転嫁することができる。この転嫁に伴う価格上昇は小さくないことが分かった。

「第 6 章 消費税の転嫁と帰着における課題」では、上記の第 1 章から第 5 章までの研究成果を整理することから、本研究のまとめとした。消費税の課税ベースは企業の付加価値であり、その多寡は企業の裁量に委ねられるため消費税の転嫁には差異が生じる。供給側の価格設定に関して、企業は需要の価格弾力性や競争条件、費用構造に応じて税の転嫁を変化させるが、それらの多くが経済理論に合致していることを明らかにした点が研究貢献として挙げられる。政策示唆としては、商品間で異なる税率を適用する複数税率が逆進性対策に資する効果は限定的であることなどが分かった。




名古屋市立大学学位授与報告書

Ⓐ

報告番号	※ 甲第 63 号
学位の種類	博士 (経済学)
氏名	白石 浩介
学位授与の要件	学位規則第4条第1項該当者
授与年月日	平成 30 年 3 月 26 日
学位論文の題名	消費税の転嫁に関する研究
論文審査の結果の要旨およびその担当者氏名	<p>白石浩介氏の課程博士学位請求論文に関する最終審査は、平成30年1月24日(水)、午後14時より約1時間にわたって3号館大学院第3教室において実施された。</p> <p>まず白石氏から課程博士学位請求論文の構成及び内容について説明が行われた。その後、予備審査において議論のあった点について、論文の中でどのような対応がとられたかが明らかにされた。それに続いて論文審査担当者との間で質疑応答が行われた。</p> <p>白石氏からは質問に対する適切な応答が行われ、予備審査での指摘に対する改善が十分に行われたことが確認された。</p> <p>その結果、最終試験担当者は白石浩介氏が「専攻分野について研究者として自立して研究活動を行うに必要な高度な研究能力とその基礎となる豊かな学識を有する」ことを明らかにするに十分な課程博士学位請求論文であるとの判断で一致した。</p> <p>論文審査担当者</p> <p>主査 森田 雄一  副査 澤野 孝一朗 </p> <p>山本 陽子 </p>
最終試験担当者氏名	<p>主査 森田 雄一  副査 澤野 孝一朗 </p> <p>山本 陽子 </p>
学位論文審査機関の名称および組織	<p>名称 審査委員会</p> <p>組織 論文審査委員3人(主査1人、副査2人)</p>
判定の方法	<p>名称 経済学研究科教授会</p> <p>判定の方法 研究科教授会での無記名投票による</p>

(名古屋市立大学大学院経済学研究科)

論文審査の結果の要旨及び担当者

報告番号	甲第 63 号 ※	氏名	白石 浩介
最終試験担当者	主査	森田 雄一 	
	副査	澤野 孝一郎 	山本 陽子 
論文題名			
消費税の転嫁に関する研究			
<p>(論文審査の結果の要旨)</p> <p>白石浩介氏の学位請求論文は、消費税の税率変更が価格に対してもたらす影響を定量的に分析することをその目的としている。一般的に消費税率の変更前後において税抜き価格が等しい場合を完全転嫁、引き下げられる場合を過小転嫁、引き上げられる場合を過剰転嫁とされている。税抜き価格の設定自体は、少なくとも短期的には供給者の裁量によるので、販売見通しによって調整が行われることは十分想定される。このような場合、税率の変更に伴って過小転嫁、過剰転嫁の状況が起こり消費行動にも影響を与えることが予想される。分析の中では様々な価格の概念を用いながら、消費税率の変更に伴う価格変化をおいかけ、それらを定量的に検証している。平成31年に予定されている消費税率の引き上げが、実体経済にもたらす影響を考える上でも本研究は、重要な視点を提供することになる。</p> <p>本論文の構成は以下のとおりである。</p> <p>第1章 消費税の現状と転嫁問題 第2章 消費者物価指数にみる価格転嫁 第3章 Point-of-Sales (POS) データにみる価格転嫁 第4章 マイクロデータにみる消費税の転嫁 第5章 産業連関分析にみる消費税の転嫁 第6章 消費税の転嫁と帰着における課題</p> <p>第1章では、日本の消費税の制度、現状について整理した上で、本研究の目的を整理している。研究を通じた共通の課題は、消費税の転嫁と帰着に関する問題について実証面からの解明を行うというものである。消費税の帰着問題については、通常は完全転嫁を想定した状況で、需要者、供給者の税負担を考える。しかしながら完全転嫁の状況が担保されていなければ議論は大きな修正を必要とすることになる。価格の設定自体は、短期的には供給者の裁量によるため販売見通しによって調整が行われることは十分想定されるので、税率の変更に伴って過小転嫁、過剰転嫁のいずれもが起こる可能性を持っている。本章で明らかにされている論点は、(1) 平成26年に実施された消費増税が物価に及ぼす影響を明らかにすること (2) 消費税の転嫁のパターンに与える要因を分析すること (3) 消費税の転嫁と帰着に関する政策含意を検討することの3点である。</p>			

論文審査の結果の要旨及び担当者

第2章では、消費者物価指数（CPI）を価格としてとらえ平成26年の消費税の引き上げの影響について時系列モデルを用いて計測している。税込み価格であるCPIの増税前後の動きから消費税の転嫁の状況を分析している。なお分析にあたっては生産者行動という枠組みを明示的に考えるため、投入価格や賃金を考慮した価格の決定構造を推定している。ここからCPIの総合指数レベルでは完全転嫁の傾向にあるものの、CPIの基本品目ごとには転嫁の程度に差異がみられることを明らかにしている。また転嫁については増税のタイミングをふまえた調整が行われており、増税直後の4月時点では完全転嫁となっているものの、5月以降は過小転嫁となっている可能性も指摘されており、転嫁のパターンが財・サービスごとに異なることを示唆している。

第3章では価格指標を月次、品目別のPOSデータとし、平成26年の消費税増税の影響を検証している。CPIは価格が7日間以上連続したものを集計しているのに対して、ここでは月次のマイクロ価格データを用いていることになる。換言すればCPIは定価的な側面を、POSデータは持続期間の短い特売価格の動きを表していると考えられる。POSデータに基づく税込み価格からは、増税を契機として品目別の価格変化にばらつきが生じており、完全転嫁、過小転嫁、過剰転嫁のいずれもが発生していると同時に、CPIと比べて価格の上下動が顕著になっている。またPOS価格を被説明変数、価格変化要因を説明変数とした推計からは、市場集中度の高い品目では過剰転嫁、人件費等のコストの大きさが過小転嫁をもたらす可能性が指摘されている。また価格と売上数量との関係性に関しては、数量への影響の少ない品目ほど価格が高めに設定されており、需要動向に応じた転嫁の方法が観測されている。

第4章では価格指標を日時のPOSデータとして、平成26年の消費税増税の影響を検証している。第3章において特売価格の存在が消費税の転嫁に影響している可能性を指摘しているが、月次データのままではその詳細な特徴がわからない。ここでは商品として食パンをとりあげ、5店舗のスーパーを対象に、7か月間の価格の日次変動の特徴、販売数量の動きを検討することで転嫁の性質を検証している。価格の改定頻度の検証からは、増税のタイミングにおける税抜き価格の乱高下がみられることを導いている。またCoxモデルによる生存時間解析および定価からの特売価格の引き下げ額を被説明変数、定価や特売価格の持続日数などを説明変数としたクロスセクション推定により、特売価格において価格低下が大きくなること、増税後において価格の持続期間が短縮化していることが明らかにされた。

第5章では平成23年の産業連関表を用いて価格の転嫁を検証している。先行研究においても産業連関表を利用した消費税税率の変更の効果については研究が進められてきているものの、いずれも完全転嫁を前提とした分析になっていた。ここでは外生的に完全転嫁とはならない状況を想定したうえで、その影響を検討している。分析方法がこれまでの章と異なる意図は、消費税における多段階課税の特徴を分析するためである。ここまでは最終財である財・サービスの販売価格のみに着目しており、多段階課税である消費税の最終局面に焦点を当てた分析となっていた。これに対して外生的な分析とはいえ流通段階における消費税の転嫁の影響を確認する意義は大きい。分析からは全産業にわたって過剰転嫁、過小転嫁が起こった場合の累積的な効果は小さくないこと、ただし流通段階における上流や中流における影響よりも、下流段階における影響が大きいことが示されている。また非課税品に対する価格転嫁の影響についても計測している。

第6章では、本論文の研究成果のまとめと今後の研究課題について述べている。

論文審査の結果の要旨及び担当者

本論文の意義として次の点があげられる

まず消費税の転嫁と帰着を検討する際に POS データを利用した点である。従来の研究の多くが CPI の総合指数レベルでの検証にとどまっていたのに対し、本論文では品目別の POS データを利用することで、消費税の転嫁については品目別の差異があることを示している。POS データの対象期間がやや短い点は改善すべき点ではあるが、消費税の転嫁という観点からの POS データの利用は極めて独自性の高い分析になっている。また得られた知見からは今後の消費税制度の改変を考えていく際の必要な視点を提供している。例えば軽減税率の導入については、従来は貧しい人々だけではなく豊かな人も恩恵を受けるという点で効果が疑問視されてきたが、どのような消費財を購入するタイプかによっても恩恵の程度は異なることが示唆される。

また丁寧にデータの統計的特徴をおいかけ、実証分析を積み重ねることで、理論的にラムゼールルールとして知られている最適課税論の世界に近い価格転嫁の状況を観測している点である。一般的に必要な価格弾力性の大きい財には低い価格設定を、価格弾力性の小さい財には高い価格を設定することがラムゼールルールの意味するところである。消費税率の変更に伴う供給者の価格設定に関して経済理論と合致した性質を確認した点は評価に値する。

なお白石氏の学位請求論文のうち第 2 章、第 3 章、第 4 章、第 5 章は以下の公表論文に基づいている。




- 1 白石浩介 (2016a), 「消費税率の引き上げと消費者物価」『拓殖大学政治行政研究』第 7 巻, pp.25-52。
- 2 白石浩介(2016b), 「Point-of-Sale(POS)データによる消費増税時の価格転嫁」『財政研究』第 12 巻, pp.119-146, 有斐閣。
- 3 白石浩介(2016c), 「マイクロデータを用いた消費税の価格転嫁に関する研究」『拓殖大学政治・経済・法律研究』第 19 巻 1 号, pp.41-71。
- 4 白石浩介(2017), 「産業連関分析による消費税の価格転嫁に関する研究」『拓殖大学政治行政研究』第 8 巻, pp.19-59。

ただし本論文におけるそれぞれの章においては、これらの論文は加筆修正されている。第 2 章では実証分析における説明変数を加え、モデルの定式化を改善している。第 3 章では統計的検定を行ったほか、追加的モデル推定も行い推定結果の頑健性を検証している。第 4 章では価格のみを対象とした分析に加え、数量をターゲットにした分析を付加するとともに、特売価格の値引き額を被説明変数とするクロスセクション推定を追加している。第 5 章は価格の変化が生じた場合の中間材部門が被る影響について検討を追加している。

以上本論文の基礎となる論文のうち、1 本は日本財政学会の機関誌に掲載済み、3 本は査読付の大学季報に掲載されている事実、また本研究科での研究によりこれらの論文にさらなる改善が施されていることが本学位請求論文の研究成果となっていることから、白石浩介氏の学術的貢献は大きいと考えられる。

最終試験の結果の要旨及び担当者

①

報告番号	甲第 63 号 ※	氏名	白石 浩介
最終試験担当者	主査	森田 雄一 	
	副査	澤野 孝一朗 	山本 陽子 
(論文題目)			
消費税の転嫁に関する研究			
(最終試験の結果の要旨)			
<p>白石浩介氏の課程博士学位請求論文に関する最終審査は、平成 30 年 1 月 24 日 (水)、午後 14 時より約 1 時間にわたって 3 号館大学院第 3 教室において実施された。</p> <p>まず白石氏から課程博士学位請求論文の構成及び内容について説明が行われた。その後、予備審査において議論のあった点について、論文の中でどのような対応がとられたかが明らかにされた。それに続いて論文審査担当者との間で質疑応答が行われた。</p> <p>白石氏からは質問に対する適切な応答が行われ、課程博士学位請求論文の内容とともに、専門に関連した分野・領域についても、これまでに修得してきた知見が広範にわたることがうかがわれた。これと同時に、論文の予備審査での指摘に対する改善が十分に行われたことが確認された。</p> <p>論文審査委員 3 名の評価として本研究科入学以前の公表論文と入学以後に取り組んできた研究内容の結びつきも明確で、改善が施されている事実も確認され、課程博士学位請求論文として十分な水準に達していると評価された。</p> <p>その結果、最終試験担当者 3 名は、白石浩介氏が「専攻分野について研究者として自立して研究活動を行うに必要な高度な研究能力とその基礎となる豊かな学識を有する」ことを明らかにするに十分であり、最終試験を合格したものと判断した。</p>			
(平成 30 年 1 月 24 日実施)			

(名古屋市立大学大学院経済学研究科)